

# 保証制度のごあんない

令和6年4月現在

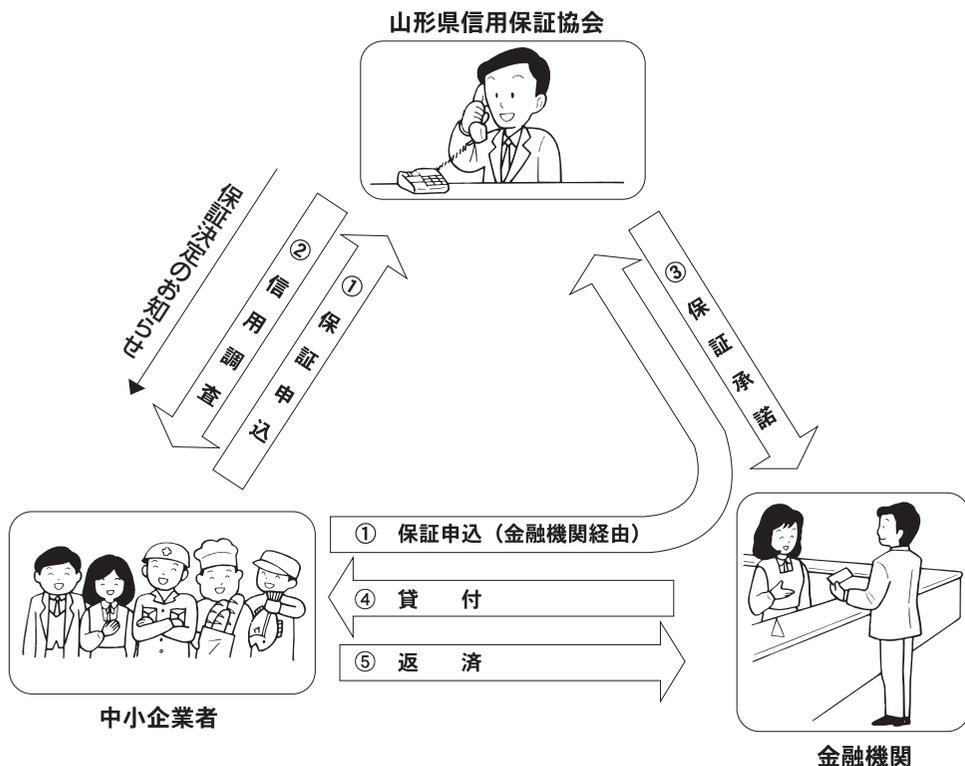
企業のちかくで、事業のちからに。



山形県信用保証協会

<https://www.ysh.or.jp/>

## ◎信用保証のしくみ



## ◎対象資金

中小企業者とその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。

したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は対象とはなりません。

## ◎ご利用いただける方

中小企業者の方

- ① 県内に本店または事業所がある法人
- ② 県内に住居または事業所がある個人
- ③ 中小企業者で組織する組合員の方

法人については資本金または従業員数のいずれか、個人については従業員数が以下に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数（小規模事業者）
製造業など（建設業・運送業・不動産業・旅行業を含む）	3 億 円 以下	300 人以下（20人以下）
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億 円 以下	900 人以下（20人以下）
卸売業	1 億 円 以下	100 人以下（5 人以下）
小売業・飲食業	5 千万円以下	50 人以下（5 人以下）
サービス業	5 千万円以下	100 人以下（5 人以下）
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3 億 円 以下	300 人以下（20人以下）
旅館業	5 千万円以下	200 人以下（20人以下）
医業を主たる事業とする法人	—	300 人以下（20人以下）

※ご利用になる制度により異なる場合がございます。

※法人とは、合名会社、合資会社、株式会社、特例有限会社、合同会社のほか、監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人、特定非営利活動法人も含まれます。

※医業を主たる事業とする医療法人及び社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人であって常時使用する従業員の数が300人以下のものが、保証対象となります。

※反社会的勢力は、保証対象となりません。

## ◎保証対象者となる主な業種

- ① 一般にいう商工業者の方ほとんどが対象となりますが、具体的には次の事業等を営んでいる方です。
- ② 許認可等の確認を必要とする事業については、許認可等を受けていることが必要です。

製 造 業	食料品製造業 繊維工業業 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 パルプ・紙・製造業 印刷・同関連業 化学工業業 石油・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 金属製品製造業 機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	業農 関林 係漁	木 材 伐 出 業 農 林 漁 業 関 連 製 造 業	サ ー ビ ス 業	物 品 賃 貸 業 広 告 業 洗濯・美容・浴場業 娯 楽 業 廃 棄 物 処 理 業 自 動 車 整 備 業 機 械 修 理 業 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業 教 育 ・ 学 習 支 援 業
	鉱 業	鉱 石 採 取 業			
	建 設 業	建 設 業			
	卸 売 業	卸 売 業	医 療 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護		
	小 売 業	小 売 業	情 報 通 信 業		
	運 輸 業	道 路 旅 客 運 送 業 道 路 貨 物 運 送 業	不 動 産 業		
	飲 食 ・ 宿 泊	宿 飲 泊 食 業 店	の そ の 他 の 業		
			電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 金 融 ・ 保 険 業		

[注1] 保証対象とならない業種

農業、林業、漁業、金融・保険業、公務、サービス業の一部。但し、一部対象となる業種もあります。

[注2] 対象業種と対象外業種を兼業しているものについては、資金使途が明らかに対象業種にかかる場合に限りません。

[注3] 公序良俗に反すると判断された場合は、保証の対象となりません。

## ◎連帯保証人について

法人は、必要となる場合があります。但し、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、一定の経営状況・要件を満たす法人においては、経営者保証を不要とする制度・運用もあります。

個人事業主の場合は、不要です。

※担保提供者については、法人の代表者を除き連帯保証人となる必要はありません。

※事情により第三者が連帯保証人となる場合については、民法の規定により公正証書により保証意思の確認を行います。

## ◎責任共有制度について

責任共有対象の制度については、金融機関の負担割合は20%となっています。

### 責任共有の対象外となっている保証制度

- ・ 小額融資保証（特別小口）  
（特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人以外）に係るものを除く。）
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 創業関連保証
- ・ スタートアップ創出促進保証
- ・ 再挑戦支援保証
- ・ 中堅企業特別保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（責任共有対象外の保証を借換えた場合）
- ・ 災害関係保証
- ・ セーフティネット保証1号～4号、6号
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 危機関連保証
- ・ 伴走支援型特別保証（セーフティネット保証4号及びセーフティネット保証5号または一般保証を利用して責任共有対象外の保証を借換えた場合、災害関係保証（令和6年能登半島地震による災害に限る）を利用する場合）
- ・ 長期借換保証（セーフティネット保証1号～4号、6号）
- ・ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（セーフティネット保証4号）

## ◎信用保証料について

信用保証協会では、信用保証をご利用になる対価として、信用保証料を頂いています。頂いた信用保証料は、中小企業信用保険の信用保険料や経費など、制度運営上必要な費用に充当します。なお、信用保証料は借入金額、信用保証料率、保証期間、返済方法などによって決まります。

## ◎信用保証料率について

経営状況に応じた9区分の料率体系（弾力化保証料率）となります。

保証料率の決定の際には、「貸借対照表を作成している方」は9区分の各料率を適用し、「貸借対照表を作成していない方」は一律で5区分の料率を適用します。

※定率の保証料率となる保証制度もあります。

## ◎基準保証料率(保証料率弾力化の対象となる場合の料率です)

責任共有対象外制度の場合

(年率、%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

責任共有対象制度の場合

(年率、%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※「信用保証料率」は貸付金額に対する料率です。

※伴走支援型特別保証（一般）において、経営者保証免除対応適応の場合は、信用保証料率を0.20%上乗せした料率となります。

## ◎割引対象要件

次の割引要件に該当する場合には、信用保証料率の割引を行います。

割引要件	具体的基準	割引率
会計割引 ・会計参与設置会社の方 (事業承継特別保証制度(専門家からの確認あり)、一括支払契約保証、伴走支援型特別保証、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く)	・会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類(登記事項証明書等)の提出があった方	▲0.10%
有担保割引 ・担保の提供がある方で以下のいずれかに該当する場合 ①「別表1」に定める料率に該当する保証(ミニカードローン除く) ②山形県商工業振興資金を利用しない小額融資保証(県特) ③季節資金 ④山形県・市町村の補給がない基準保証料率1.15%の近代化保証 ⑤社会貢献活動応援型特定社債保証「貢献」	・不動産、商業手形、有価証券、機械器具、工場財団、出店保証金の担保提供がある方	▲0.10%

# ◎主な保証制度一覧

保証制度名	こんな時にご利用ください	責任共有	保証限度額<個人・会社の方>	保証期間	基準保証料率(年率) (貸付額に対する料率です)
一般保証	通常の運転・設備の借入に	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備20年	弾力化0.45~1.90%
短期継続型保証「たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに	○	5,000万円	1年	弾力化0.45~1.90%
税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」	短期資金を継続的に利用したいときに (税理士からの推薦が必要)	○	5,000万円	1年	弾力化0.45~1.90% 書面添付の場合等は 弾力化0.35~1.80%
SDGs応援保証	SDGsに取り組む企業がまとまった資金を長期間調達したいときに	○	2億円	7年	弾力化0.35~1.90%
季節資金保証	中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに	○	3,000万円	6ヶ月	弾力化0.40~1.85%
セーフティネット保証	倒産被害、不況業種、突発的災害等により影響を受けているときに	5.7.8号 ○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	1号~4、6号0.80% 5、7号~8号0.68%
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに		2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	0.80%
伴走支援型特別保証	金融機関からの継続的な伴走型の支援を受けながら、経営の安定や生産性向上等に取り組む方に	△	1億円	一括返済の場合1年 分割返済の場合10年 (据置5年以内)	セーフティネット保証 4号・5号、災害関係 保証(※)の場合 0.85% (経保免除の場合1.05%) 一般保証の場合 責任共有0.45%~1.90% (経保免除の場合0.65%~2.10%) 責任共有対象外0.50%~2.20% (経保免除の場合0.70%~2.40%) (※)令和6年能登半島 地震による災害に限る
緊急短期資金保証	災害等の影響を受け、喫緊の資金手当てが必要なときに	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	1年	弾力化0.45~1.90%
カードローン当座貸越根保証	カードで反復的に借入するときに(極度枠設定)	○	100万円以上2,000万円	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
当座貸越根保証	大口資金を反復的に借入れるときに(極度枠設定)	○	100万円以上2億8,000万円 (無担保8,000万円)	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
中小企業特定社債保証	社債を発行し、資金調達するときに	○	2,400万円以上4億5,000万円 (無担保2億円)	7年	弾力化0.45~1.90%
社会貢献応援型特定社債保証「貢献」	社債を発行し、資金調達するときに(社会貢献活動を行うことが必要)	○	2,400万円以上4億5,000万円 (無担保2億円)	7年	弾力化0.35~1.80%
流動資産担保融資保証	在庫・売掛金等を担保として資金調達するときに	○	2億円	1年	0.68%
事業再生計画実施関連保証	事業再生計画を実行する際の資金調達に	△	2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合1年 分割返済の場合15年	責任共有0.80% 責任共有外1.00%
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	事業再生計画を実行する際の資金調達に	△	2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済の場合1年 分割返済の場合15年 (据置5年以内)	責任共有0.80% (経保免除の場合1.00%) 責任共有対象外1.00% (経保免除の場合1.20%)
借換保証	既存の保証付借入の借換、一本化に	△	利用する制度による	利用する制度の期間	利用する制度の料率
条件変更改善型借換保証	改善計画を策定し、返済緩和債権を借換えて、金融正常化を図ろうとしているときに	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	15年	弾力化0.45~1.90%

保証制度名		こんな時にご利用ください	責任共有	保証限度額<個人・会社の方>	保証期間	基準保証料率(年率) (貸付額に対する料率です)
小口零細企業保証		小口の借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要)		2,000万円	7年	弾力化0.50~2.20%
ミニカードローン		カードで小口資金を反復的に借入するときに(極度枠設定)	○	50万円以上300万円	1年または2年 (更新により最長6年)	弾力化0.39~1.62%
小額融資保証	県特	小口の借入を行いたいときに(小規模事業者であることが必要)	○	3,000万円	7年	弾力化0.45~1.90%
	特別小口	無担保・無保証人で小口の借入を行いたいときに (小規模事業者であることが必要)		2,000万円	7年	1.00%
近代化資金保証	創業関連	新規開業等を行うときに		3,500万円	10年	1.00%
	特定経営承継関連等	事業承継局面での資金調達に	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	運転10年、設備15年	弾力化0.45~1.90%
スタートアップ創出促進保証		会社を新たに設立し、経営者保証なしで開業資金の借入を行いたいときに		3,500万円	10年 (据置1年以内、但し、 プロパー融資がある場合は据置3年以内)	1.20%
事業承継特別保証制度		事業承継局面で経営者保証を解除したいときに	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	弾力化0.45~1.90% 専門家からの確認を受けた場合は 弾力化0.20~1.15%
事業承継サポート保証		持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたいときに	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	設備15年	弾力化0.45~1.90% (原則1.15%)
財務要件型無保証人保証		経営者保証なしで借入を行いたいときに	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	一括返済 2年 分割返済 7年 (設備、運転設備の場合10年)	弾力化0.45~1.90%
商工業振興資金保証		山形県商工業振興資金融資制度により借入を行うときに	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	利用する商工業振興資金融資制度網による	弾力化0.45~1.90%
長期借換保証		経営の安定のため、既存の保証付借入を長期の借換、一本化に(セーフティネット保証の認定が必要)	5.7.8号 ○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	15年(据置3年以内)	1号~4、6号0.80% 5、7号~8号0.68%
市町村制度保証		市町村の低利融資制度を利用し借入を行うときに	○	各市町村の制度要綱による		弾力化0.45~1.90%
事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的制度)		保証料率の上乗せで、経営者保証を不要とする借入を行いたいときに	△	利用する制度の限度額	利用する制度の期間	利用する制度の料率に 0.25%または0.45% 上乗せ
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証 (国補助制度)		保証料率の上乗せで、経営者保証を不要とする借入を行いたいときに(国からの保証料補助あり)	SN5号、 一般○	8,000万円 (セーフティネット保証4.5号の場合、 別枠で8,000万円)	10年	セーフティネット保証 4号の場合 1.05%または1.25% セーフティネット保証 5号の場合 0.93%または1.13% 一般保証の場合 責任共有0.70%~2.35% 責任共有対象外0.75%~2.65% ※所定の保証料率に0.25% または0.45%上乗せ
プロパー融資借換特別保証		経営者保証を提供したプロパー融資の借換により、経営者保証を解除したいときに	○	2億8,000万円(無担保8,000万円)	10年	弾力化0.45~1.90%

# ◎ 主な保証制度別信用保証料率一覧表

	信用保証料率 (基準保証料率)	割引			信用保証料補給		企業負担	制度割引等						
		会計 0.10%	有担保 0.10%	制度	県	市町村								
一般保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	『別表1』に定める料率							
事業者カードローン当座貸越根保証、当座貸越根保証	0.39%～1.62%	△	△	—	—	—								
ミニカードローン	0.39%～1.62%	△	—	—	—	—								
中小企業特定社債保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—								
社会貢献応援型特定社債保証「貢献」	0.35%～1.80%	△	△	○	—	—	『別表13』に定める料率	基準保証料率を0.10%引き下げています						
流動資産担保融資保証	県資金利用あり	0.68%	△	—	○	○	△	『別表10』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です					
	—							0.68%						
セーフティネット保証	1号～4、6号	県資金利用あり	—	—	○	○	△	『別表2-1』に定める料率	基準保証料率を0.20%引き下げています					
								—		『別表2-2』に定める料率				
	5、7号～8号	県資金利用あり	—	—	○	○	△	『別表2-3』に定める料率						
								—		『別表2-4』に定める料率				
危機関連保証	県資金利用あり	0.80%	△	—	○	○	△	『別表2-5』に定める料率	制度割引は基準保証料率×10/80です					
	—							0.80%						
伴走支援型特別保証(セーフティネット保証4号・5号、災害関係保証(※)) (※)令和6年能登半島地震による災害に限る	0.85% (1.05%)	—	—	—	—	—	—	0.20%	経営者保証を免除する場合の基準料率は1.05%です					
伴走支援型特別保証 (一般保証)	責任共有	0.45%～1.90% (0.65%～2.10%)	—	—	—	—	—	『別表16-1』に定める料率 『別表16-2』に定める料率	経営者保証を免除する場合の基準料率は0.65%～2.10%です					
	責任共有外	0.50%～2.20% (0.70%～2.40%)	—	—	—	—	—	『別表16-3』に定める料率 『別表16-4』に定める料率	経営者保証を免除する場合の基準料率は0.70%～2.40%です					
緊急短期資金保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—	『別表1』に定める料率						
事業再生計画実施関連保証	責任共有	0.80%	△	—	—	—	—	0.80%						
	責任共有外	1.00%						1.00%						
事業再生計画実施関連保証 [感染症対応型]	責任共有	0.80% (1.00%)	—	—	—	—	—	0.20%	経営者保証を免除する場合の基準料率は1.00%です					
	責任共有外	1.00% (1.20%)	—	—	—	—	—	0.20%	経営者保証を免除する場合の基準料率は1.20%です					
借換保証	利用する保証制度の信用保証料率(保証料割引・保証料補給)となります													
条件変更改善型借換保証	県資金利用あり	0.45%～1.90%	△	—	○	○	△	『別表11』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です					
	—							『別表1』に定める料率						
小額融資保証	県特	県資金利用あり	—	—	○	○	○	『別表3-1』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です					
								—		『別表3-2』に定める料率				
	特別小口	県資金利用あり	—	—	○	○	○	0.30%						
								—		0.90%				
小口零細企業保証	県資金利用あり	0.50%～2.20%	△	—	○	○	○	『別表4-1』に定める料率	制度割引は基準保証料率×9/100です					
	—							『別表4-2』に定める料率						
商工業振興資金保証	第1項	0.45%～1.90%	△	—	○	○	○	『別表5』に定める料率	制度割引は基準保証料率×16/100です					
	第2項								制度割引は基準保証料率×8/100です					
近代化資金保証 (主な制度のみ記載)	経営革新など	0.85%	△	—	○	(注) —	△	『別表6-1』に定める料率	制度割引は基準保証料率×11/100です					
	エネルギー対策など	1.15%						△	○	(注) —	△	『別表6-2』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です	
	再挑戦支援	1.00%						—	○	(注) —	△	『別表6-3』に定める料率	制度割引は基準保証料率×10/100です	
	創業関連	県資金利用あり						1.00%	—	○	○	○	『別表6-4』に定める料率	制度割引は基準保証料率×20/100です ※市町村からの保証料補給が40/100である場合に限る
								—	1.00%	—	○	—	—	0.90%
	経営承継関連など 弾力化対象の制度	県資金利用あり						0.45%～1.90%	—	—	○	△	『別表6-5』に定める料率	一定の要件で基準料率が0.20%～1.15%となる制度があります
									△	—	—	—	『別表1』に定める料率	
	災害	—						1.00%	—	—	○	(注) —	—	『別表14』に定める料率

※信用保証料率は、貸付額(融資額)に対する料率表示となっております。

※割引欄の「○」は、全員に適用されるものです。

※割引欄の「△」は、該当者に適用されるものです。

※補給欄の「○」は、全てが補給の対象となるものです。

※補給欄の「△」は、一部の市町村が補給しているものです。補給率は、市町村により異なります。

※信用保証料補給欄の(注)は、県資金利用の場合は県により補給があります。

※制度割引欄の算出式には、「会計」[有担保]に係る割引は加味されておりません。

	信用保証料率 (基準保証料率)	割引			信用保証料補給		企業負担	制度割引等		
		会計 0.10%	有担保 0.10%	制度	県	市町村				
スタートアップ創出促進保証	県資金利用あり	1.20%	△	－	○	○	○	『別表17』に定める料率	制度割引は基準保証料率1.20%のうち0.20%です	
	県資金利用なし			－	－	－	－	1.20%		
季節資金保証	0.40%～1.85%	△	△	○	－	－	－	『別表7』に定める料率	基準保証料率を0.05%引き下げています	
市町村制度保証	0.45%～1.90%	△	－	○	－	－	△	『別表8』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です	
財務要件型無保証人保証	0.45%～1.90%	△	△	－	－	－	－	『別表1』に定める料率		
事業承継サポート保証	県資金利用あり	0.45%～1.90% (原則1.15%)	△	－	○	○	△	『別表11』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です	
	－			△	－	－	－	『別表1』に定める料率		
専門家派遣付長期設備保証 「プロサポ」	県資金利用あり	0.45%～1.90%	△	－	○	○	△	『別表11』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です	
	－			△	－	－	－	『別表1』に定める料率		
SDGs応援保証	0.35%～1.90%	△	－	○	－	－	－	『別表12』に定める料率	基準保証料率を0.10%引き下げています(割引適用要件あり)	
短期継続型保証「たんけい」	0.45%～1.90%	△	△	－	－	－	－	『別表1』に定める料率		
税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」	制度で定める割引要件該当	0.45%～1.90%	△	－	○	－	－	『別表13』に定める料率	基準保証料率を0.10%引き下げています	
	－			△	－	－	『別表1』に定める料率			
事業承継特別保証 「承継特別」	県資金利用あり、専門家確認あり	0.20%～1.15%	－	－	○	○	△	『別表15-1』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です	
	県資金利用なし、専門家確認あり			－	－	－	－	『別表15-2』に定める料率		
	県資金利用あり、専門家確認なし	0.45%～1.90%	△	－	○	○	△	『別表11』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です	
	県資金利用なし、専門家確認なし			△	△	－	－	－		『別表1』に定める料率
長期借換保証	セーフティネット保証1号～4、6号	県資金利用あり	△	－	－	○	○	『別表9-1』に定める料率		
		県資金利用なし			－	－	－	0.80%		
	セーフティネット保証5、7号～8号	県資金利用あり			0.68%	－	○	○		『別表9-2』に定める料率
		県資金利用なし			－	－	－	－		0.68%
事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)		利用する制度に0.25%または0.45%上乗せした保証料率	－	－	－	－	－	利用する制度に0.25%または0.45%上乗せした保証料率		
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証(国補助制度)	セーフティネット保証4号	1.05%または1.25%	－	－	－	－	－	『別表18-1』に定める料率	所定の保証料率に0.25%または0.45%上乗せとなります	
	セーフティネット保証5号	0.93%または1.13%	－	－	－	－	－	『別表18-2』に定める料率		
	一般保証(責任共有)	0.70%～2.35%	－	－	－	－	－	『別表18-3』に定める料率		
	一般保証(責任共有外)	0.75%～2.65%	－	－	－	－	－	『別表18-4』に定める料率		
プロパー融資借換特別保証	0.45%～1.90%	－	－	－	－	－	－	『別表1』に定める料率		

※信用保証料率は、貸付額(融資額)に対する料率表示となっております。

※割引欄の「○」は、全員に適用されるものです。

※割引欄の「△」は、該当者に適用されるものです。

※補給欄の「○」は、全てが補給の対象となるものです。

※補給欄の「△」は、一部の市町村が補給しているものです。補給率は、市町村により異なります。

※信用保証料補給欄の(注)は、県資金利用の場合は県により補給があります。

※制度割引欄の算出式には、「会計」「有担保」に係る割引は加味されておりません。

# 別表

※小数点第3位以下については、切り上げし記載しています（実際は、小数点第4位までとなっています）。  
 ※別表上、「会計割引」「有担割引」は加味されておりません。

信用保証料率は、貸付額（融資額）に対する料率表示となっております（条件変更の場合には、信用保証料率が変更される場合があります）。

『別表1』責任共有保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証料率%)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39

※特殊保証料率とは、事業者カードローン、ミニカードローン、当座貸越根保証、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証、簡易根保証に適用される料率です。

『別表2-1』セーフティネット保証1号から4号及び6号【県資金利用あり】

企業負担(%)	0.34
---------	------

(注) 市町村の保証料補給(0.34%)がある場合、企業負担は無しとなります。

『別表2-2』セーフティネット保証1号から4号及び6号【県資金利用なし】

企業負担(%)	0.80
---------	------

(注) 市町村の保証料補給(0.34%)がある場合、企業負担は0.46%となります。

『別表2-3』セーフティネット保証5、7、8号【県資金利用あり】

企業負担(%)	0.29
---------	------

(注) 市町村の保証料補給(0.29%)がある場合、企業負担は無しとなります。

『別表2-4』セーフティネット保証5、7、8号【県資金利用なし】

企業負担(%)	0.68
---------	------

(注) 市町村の保証料補給(0.29%)がある場合、企業負担は引下げられ0.39%となります。

『別表2-5』危機関連保証【県資金利用あり】

企業負担(%)	0.34
---------	------

(注) 市町村の保証料補給(0.34%)がある場合、企業負担は無しとなります。

『別表3-1』小額融資(県特)保証【県資金利用あり】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	0.61	0.56	0.50	0.44	0.37	0.32	0.26	0.20	0.15

『別表3-2』小額融資(県特)保証【県資金利用なし】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	1.75	1.61	1.43	1.25	1.06	0.92	0.74	0.56	0.42

『別表4-1』小口零細保証【県資金利用あり】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	0.69	0.62	0.56	0.50	0.42	0.35	0.28	0.22	0.16

『別表4-2』小口零細保証【県資金利用なし】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	2.01	1.82	1.64	1.46	1.23	1.01	0.82	0.64	0.46

『別表5』商工業振興資金保証

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
第1項企業負担(%)	0.46	0.42	0.38	0.33	0.28	0.24	0.20	0.15	0.11
第2項企業負担(%)	0.61	0.56	0.50	0.44	0.37	0.32	0.26	0.20	0.15

※小額融資、近代化保証制度を利用する場合は、当該制度の料率となります。

『別表6-1』近代化資金保証【料率0.85%制度の場合】

企業負担(%)	0.76
県補給率(%)	0.34
市町村補給率(%)	0.17

『別表6-3』近代化資金保証【再挑戦支援関連保証の場合】

企業負担(%)	0.90
県補給率(%)	0.40
市町村補給率(%)	0.20

『別表6-2』近代化資金保証【料率1.15%制度の場合】

企業負担(%)	1.06
県補給率(%)	0.46
市町村補給率(%)	0.23

『別表6-4』近代化資金保証【創業関連保証の場合】

企業負担(%)	0.80
県補給率(%)	0.40
市町村補給率(%)	0.40

『別表6-5』近代化資金保証【弾力化料率の場合】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補給率(%)	0.76	0.70	0.62	0.54	0.46	0.40	0.32	0.24	0.18
市町村補給率(%)	0.38	0.35	0.31	0.27	0.23	0.20	0.16	0.12	0.09

(注) 県・市町村の保証料補給がある場合は、企業負担から各補給率分料率が引下げられます。

『別表7』季節資金保証

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	0.95	0.75	0.55	0.40

『別表8』市町村制度保証

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	1.75	1.61	1.43	1.25	1.06	0.92	0.74	0.56	0.42

※市町村より保証料補給があります。補給率は窓口で確認下さい。

『別表9-1』長期借換保証(責任共有外)【県資金利用あり】

企業負担(%)	0.80
県補給率(%)	0.35
市町村補給率(%)	0.26

『別表9-2』長期借換保証(責任共有)【県資金利用あり】

企業負担(%)	0.68
県補給率(%)	0.28
市町村補給率(%)	0.21

『別表10』流動資産担保融資保証【県資金利用あり】

企業負担(%)	0.36
市町村補給率(%)	0.14

(注) 市町村の保証料補給がある場合は、企業負担から補給率分料率が引下げられます。

『別表11』条件変更改善型借換保証、事業承継サポート保証、「プロサポ」・「承継特別(専門家確認なし)」【県資金利用あり】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	0.99	0.91	0.81	0.71	0.60	0.52	0.42	0.32	0.24
市町村補給率(%)	0.38	0.35	0.31	0.27	0.23	0.20	0.16	0.12	0.09

(注) 市町村の保証料補給がある場合は、企業負担から補給率分料率が引下げられます。

『別表12』SDGs応援保証

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

『別表13』社会貢献応援型特定社債保証「貢献」、税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」【割引要件該当】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

『別表14-1』災害関係保証【県資金利用あり】

企業負担(%)	0.30
---------	------

(注) 市町村の保証料補給(0.30%)がある場合、企業負担は無しとなります。

『別表14-2』災害関係保証【県資金利用なし】

企業負担(%)	0.70
---------	------

(注) 市町村の保証料補給(0.30%)がある場合、企業負担は0.40%となります。

『別表15-1』事業承継特別保証制度【県資金利用あり】【専門家確認あり】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	0.69	0.60	0.51	0.42	0.36	0.30	0.24	0.18	0.12
市町村補給率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04

(注) 市町村の保証料補給がある場合は、企業負担から補給率分料率が引下げられます。

『別表15-2』事業承継特別保証制度【県資金利用なし】【専門家確認あり】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
市町村補給率(%)	0.23	0.20	0.17	0.14	0.12	0.10	0.08	0.06	0.04

(注) 市町村の保証料補給がある場合は、企業負担から補給率分料率が引下げられます。

『別表16-1』伴走支援型特別保証 一般保証(責任共有)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助率(%)	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25

『別表16-2』伴走支援型特別保証 一般保証(責任共有)(経営者保証免除対応適応の場合)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65
補助率(%)	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45

『別表16-3』伴走支援型特別保証 一般保証(責任共有外)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
補助率(%)	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30

『別表16-4』伴走支援型特別保証 一般保証(責任共有外)(経営者保証免除対応適応の場合)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70
補助率(%)	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50

『別表17』スタートアップ創出促進保証【県資金利用あり】

企業負担(%)	1.00
県補給率(%)	0.40
市町村補給率(%)	0.40

【別表18-1】事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 セーフティネット保証4号（責任共有外）

①0.25%上乗せの場合

制度期間	1年目	2年目	3年目
上乗せ後保証料率(%)	1.05	1.05	1.05
補助率(%)	0.15	0.10	0.05
企業負担(%)	0.90	0.95	1.00

②0.45%上乗せの場合

制度期間	1年目	2年目	3年目
上乗せ後保証料率(%)	1.25	1.25	1.25
補助率(%)	0.15	0.10	0.05
企業負担(%)	1.10	1.15	1.20

【別表18-2】事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 セーフティネット保証5号（責任共有）

①0.25%上乗せの場合

制度期間	1年目	2年目	3年目
上乗せ後保証料率(%)	0.93	0.93	0.93
補助率(%)	0.15	0.10	0.05
企業負担(%)	0.78	0.83	0.88

②0.45%上乗せの場合

制度期間	1年目	2年目	3年目
上乗せ後保証料率(%)	1.13	1.13	1.13
補助率(%)	0.15	0.10	0.05
企業負担(%)	0.98	1.03	1.08

【別表18-3】事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 一般保証（責任共有）

①0.25%上乗せの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70
補助率(%)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
企業負担(%)	2.00	1.85	1.65	1.45	1.25	1.10	0.90	0.70	0.55

【制度開始2年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70
補助率(%)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
企業負担(%)	2.05	1.90	1.70	1.50	1.30	1.15	0.95	0.75	0.60

【制度開始3年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.15	2.00	1.80	1.60	1.40	1.25	1.05	0.85	0.70
補助率(%)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
企業負担(%)	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65

②0.45%上乗せの場合

【制度開始1年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90
補助率(%)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
企業負担(%)	2.20	2.05	1.85	1.65	1.45	1.30	1.10	0.90	0.75

【制度開始2年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90
補助率(%)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
企業負担(%)	2.25	2.10	1.90	1.70	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80

【制度開始3年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.35	2.20	2.00	1.80	1.60	1.45	1.25	1.05	0.90
補助率(%)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
企業負担(%)	2.30	2.15	1.95	1.75	1.55	1.40	1.20	1.00	0.85

【別表18-4】事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 一般保証（責任共有外）

①0.25%上乗せの場合

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.45	2.25	2.05	1.85	1.60	1.35	1.15	0.95	0.75
補助率(%)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
企業負担(%)	2.30	2.10	1.90	1.70	1.45	1.20	1.00	0.80	0.60

【制度開始2年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.45	2.25	2.05	1.85	1.60	1.35	1.15	0.95	0.75
補助率(%)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
企業負担(%)	2.35	2.15	1.95	1.75	1.50	1.25	1.05	0.85	0.65

【制度開始3年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.45	2.25	2.05	1.85	1.60	1.35	1.15	0.95	0.75
補助率(%)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
企業負担(%)	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70

②0.45%上乗せの場合

【制度開始1年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.65	2.45	2.25	2.05	1.80	1.55	1.35	1.15	0.95
補助率(%)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
企業負担(%)	2.50	2.30	2.10	1.90	1.65	1.40	1.20	1.00	0.80

【制度開始2年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.65	2.45	2.25	2.05	1.80	1.55	1.35	1.15	0.95
補助率(%)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
企業負担(%)	2.55	2.35	2.15	1.95	1.70	1.45	1.25	1.05	0.85

【制度開始3年目】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
上乗せ後保証料率(%)	2.65	2.45	2.25	2.05	1.80	1.55	1.35	1.15	0.95
補助率(%)	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
企業負担(%)	2.60	2.40	2.20	2.00	1.75	1.50	1.30	1.10	0.90

(注)【別表18-1】から【別表18-4】にかかる事項

申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額について、国からの保証料補助あり。

令和6年3月15日から令和7年3月31日まで（制度開始1年目）は、0.15%

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（制度開始2年目）は、0.10%

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（制度開始3年目）は、0.05%

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
一 般 保 証 [一 般]	中小企業の方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金10年 設備資金20年	弾力化 0.45～1.90%	
事業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローン]	◎個人事業主の場合 業歴3年以上、2期以上の確定申告を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上 ③青色申告をし、申告所得を計上、かつ自己名義不動産を所有する	100万円以上 2,000万円	運転設備資金1年 または2年	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い
	◎法人の場合 業歴3年以上、2期以上の決算を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上				
事業者カードローン 当座貸越根保証 [プラス]	◎個人事業主の場合 業歴3年以上、2期以上の確定申告を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あり、最近2年間のいずれかの確定申告において申告所得を計上している方	100万円以上 2,000万円 (決済条件とする保証の 極度額の範囲内)	運転設備資金1年 または2年	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い  事業者カードローン当座貸越根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証「プラス」を既に利用されている方のみの取扱い
	◎法人の場合 業歴3年以上、2期以上の決算を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益（経常利益）を計上している方				
事業者カードローン 当座貸越根保証 「プラスOne」 令和7年3月31日までに保証協会が保証申込受付したもの	◎個人事業主の場合 いずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3年間のいずれかの確定申告において所得がゼロより大きいこと (2) 直近の確定申告において資産超過であること	50万円以上 2,000万円 (決済条件とする保証の 極度額の範囲内)	運転設備資金 1年(最大2回まで 更新可能)	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い  事業者カードローン当座貸越根保証又は事業者カードローン当座貸越根保証「プラス」又はミニカードローンを既に利用されている方のみの取扱い
	◎法人の場合 いずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3年間のいずれかの決算において経常利益がゼロより大きいこと (2) 直近の決算において資産超過であること				

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
ミニカードローン	次のすべての要件を満たす中小企業者の方 ①同一事業の経歴1年以上で、1期以上の決算を行っていること ②最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと ③申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成していきたい先であること ④本制度及び事業者カードローン当座貸越根保証並びに事業者カードローン当座貸越根保証「プラス」の利用がないこと	50万円以上300万円	運転設備資金1年 または2年	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い
当座貸越根保証 [当 貸]	◎個人事業主の場合 業歴3年以上、2期以上の確定申告を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上 ③青色申告をし、直近の申告において、所得を300万円以上計上、かつ自己名義不動産を所有する ④青色申告をし、直近の申告において所得を100万円以上計上、かつ不動産担保の提供がある	100万円以上 2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕	運転設備資金1年 または2年	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い
	◎法人の場合 業歴3年以上、2期以上の決算を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上				
当座貸越根保証 「プラス」	◎個人事業主の場合 業歴3年以上、2期以上の確定申告を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あり、最近2年間のいずれかの確定申告において申告所得を計上している方	100万円以上 2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (決済条件とする保証の極度額の範囲内)	運転設備資金1年 または2年	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い  当座貸越根保証又は当座貸越根保証「プラス」を既に利用されている方のみの取扱い
	◎法人の場合 業歴3年以上、2期以上の決算を行い、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益（経常利益）を計上している方				

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
当座貸越根保証 「プラスOne」 令和7年3月31日までに保証協会が保証申込受付したもの	◎個人事業主の場合 いずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3年間のいずれかの確定申告において所得がゼロより大きいこと (2) 直近の確定申告において資産超過であること	100万円以上 2億8,000万円（決済条件とする保証の極度額の範囲内）	運転設備資金1年 （最大2回まで更新可能）	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い  当座貸越根保証又は当座貸越根保証「プラス」を既に利用されている方のみ取扱い
	◎法人の場合 いずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3年間のいずれかの決算において経常利益がゼロより大きいこと (2) 直近の決算において資産超過であること				
中 小 企 業 特 定 社 債 保 証 [特定社債]	次の(1)から(3)のいずれかに該当する会社(株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社) ※特定非営利活動法人は対象外 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること	4億5,000万円 (保険、別枠) 保証割合は80%のため、保証限度額4億5,000万円に対し、社債発行額は5億6,000万円まで  一回の最低発行額 3,000万円以上	運転資金 設備資金 2年～7年 一括償還 または6ヶ月毎の 定時償還	弾力化 0.45～1.90%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い  経営安定関連保証及び危機関連保証を除く、普通・無担保保証との合計は、5億円以内 部分保証（80%）  保証人不要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
社会貢献応援型 特定社債保証 [貢献]	中小企業特定社債保証の資格要件に該当し、次の(1)又は(2)に該当している方 (1) 金融機関の私募債の内、寄付型（寄贈型）私募債を利用する方。 (2) 金融機関の私募債の内、企業の社会的責任（CSR）や社会貢献等に関する取組みを支援する私募債を利用する方。	4億5,000万円 (保険、別枠) 保証割合は80%のため、 保証限度額4億5,000万円 に対し、社債発行額は 5億6,000万円まで  一回の最低発行額 3,000万円以上	運転資金 設備資金 2年～7年 一括償還 または6ヵ月毎の 定時償還	弾力化 0.35～1.80%	中小企業特定社債保証 の覚書を締結した金融 機関のみの取り扱い  経営安定関連保証及び 危機関連保証を除く、普 通・無担保保証との合計 は、5億円以内 部分保証（80%）  保証人不要
流動資産担保融資保証 [ABL]	流動資産（売掛債権・棚卸資産）を自ら保有している方 (棚卸資産を担保とする場合は法人のみ)	2億円 (保険、別枠) 保証割合は80%のため、 保証限度額2億円に対 して、借入限度額は、2 億5,000万円まで	事業資金 1年間 (個別保証は1年以 内)	0.68%	部分保証（80%） 保証人不要
下請振興関連保証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小 企業者 ※特定非営利活動法人は対象外	4億8,000万円 (組合6億8,000万円) (保険、特例) 流動資産担保保険の場 合保証割合は80%のた め、保証限度額2億円に 対して、借入極度額は、 2億5,000万円まで	運転資金5年 (据置1年以内) 設備資金7年 (据置1年以内)	0.56%	流動資産担保融資保証 を利用する場合は、保 証人不要
セーフティネット保証 [セーフティ]	中小企業信用保険法第2条第5項に基づき、市町村長が次のいずれかに 該当すると認定した特定中小企業者  1. 第1号（再生手続開始申立等） 経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者との取引が あり、売掛金等の債権を有している方  2. 第2号（事業活動の制限） 経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者と直 接・間接の取引があり、売上高等が減少している方	2億8,000万円 (保険、特例) 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円) * 合算限度額につい ては、p.40参照	運転資金10年 設備資金15年	1号～4、6号 0.80% 5号、7号、8号 0.68%	1号～4、6号は 責任共有対象外

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
セーフティネット保証 [セーフティ]	3. 第3号 (指定地域における不況業種) 経済産業大臣の指定を受けた地域において、経済産業大臣の指定を受けた業種を営み、災害その他の突発的に生じた事由の発生のために、売上高等が減少している方	2億8,000万円 (保険、特例) 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円) * 合算限度額については、p.40参照	運転資金10年 設備資金15年	1号～4、6号 0.80% 5号、7号、8号 0.68%	1号～4、6号は 責任共有対象外
	4. 第4号 (指定不況地域) 経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行い、災害等の発生によって売上高等が減少している方				
	5. 第5号 (全国的な不況業種) 経済産業大臣の指定を受けた業種を営む、次のいずれかの方 (イ) 売上高等が減少している方 (ロ) 原油高の影響を受けている方				
	6. 第6号 (破綻金融機関等) 破綻金融機関等との金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている方				
	7. 第7号 (金融取引の調整) 経済産業大臣の指定を受けた金融機関と金融取引を行っており、当該金融機関からの借入金残高が減少している方				
	8. 第8号 (金融機関の貸付債権の譲渡) ㈱整理回収機構又は、㈱産業再生機構に金融機関が貸付金を譲渡したため、金融機関からの総借入金残高が減少し、経営合理化等の事業計画を作成しその実行に努めており、㈱整理回収機構又は㈱産業再生機構に債務の返済条件の変更を受けている方				
東日本大震災 復興緊急保証 [震災緊急]	[特定被災区域内] (1) 地震・津波等により直接被害を受けた方 (2) 震災の影響により業況が悪化している方	2億8,000万円 (保険、特例) 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円) * 合算限度額については、p.40参照	運転資金10年 設備資金10年	0.70%	責任共有対象外

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項に基づき経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円 (保険、特例) 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円) * 合算限度額については、p.40参照	運転資金10年 設備資金10年	0.80%	責任共有対象外
伴走支援型特別保証 令和6年6月30日までに保証協会が保証申込受付したもの	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けており、金融機関からの継続的な伴走型の支援を受けながら、経営の安定や収益力改善に取り組む中小企業者であって、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、経営行動に係る計画を策定しているもの (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定 (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定 (3) 次の①または② i～viのいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月と比較し5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (4) 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと	1億円 * 合算限度額については、p.40参照	(1)(2)を利用する場合 経営の安定に必要な事業資金10年 (据置5年以内)  (3)を利用する場合 事業資金10年 (据置5年以内)  (4)を利用する場合 事業の再建に必要な事業資金10年 (据置5年以内)	(1)(2)(4)を利用する場合0.85% 但し、経保免除の場合は1.05%  (3)を利用し、責任共有制度対象の場合 弾力化 0.45%～1.90% 但し、経保免除の場合は弾力化 0.65%～2.10% (3)を利用し、責任共有制度対象外の場合 弾力化 0.50%～2.20% 但し、経保免除の場合は弾力化 0.70%～2.40%	(1)(4)を利用する場合は責任共有対象外  (2)(3)を利用する場合は責任共有。 但し保証割合100%保証の既保証の借入金を同額以内で借り換える場合は100%

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
事業再生保証	法的な再建手続を行う中小企業者で次の要件に全て合致する方 (1) 次の①または②のいずれかに該当する方 ①再生事件または更生事件が係属している方 ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない方 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する方 ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること	2億円 (保険、別枠)	事業資金10年	2.20%	責任共有対象外
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の①及び②のいずれかに該当する方 ※特定非営利活動法人は対象外 ①特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする方 ②認定支援機関の指導または助言を受け事業再生を図ろうとする方	2億8,000万円 (保険、特例) 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円) 保証割合は80%	事業資金3年	1.76%	部分保証(80%)
事業再生計画実施関連保証 [改善サポート]	「経営サポート会議」等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 (保険、特例) 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (据置1年以内)	責任共有制度 対象の場合 0.80% 責任共有制度 対象外の場合 1.00%	保証割合は80% 但し、保証割合100%保証の既保証の借入金を同額以内で借り換える場合は100%
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) [改善サポート] 令和6年6月30日までに保証協会が保証申込受付したもの	「経営サポート会議」等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 (保険、特例) 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (据置5年以内)	責任共有制度 対象の場合 0.80% 但し、経保免除の場合は1.00% 責任共有制度 対象外の場合 1.00% 但し、経保免除の場合は1.20% (企業負担はいずれの場合も一律0.20%)	保証割合は80% 但し、保証割合100%保証の既保証の借入金を同額以内で借り換える場合は100%

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
借 換 保 証	県内で事業を行っている中小企業者で現在保証協会の利用があり、当該保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金を一本化した借換え、また借換えに加えて必要とする事業資金を借入することにより、資金繰りの円滑化を図り事業の維持・改善が見込まれる方	利用する制度の限度額	利用する制度の期間	利用する制度の料率	既存の保証付借入を返済条件とするものが、本制度の対象となります。  責任共有については利用する制度により決まります。
条件変更改善型 借 換 保 証	次のすべての要件を満たし、保証付き既往借入金を借り換える中小企業者の方 ① 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	事業資金15年	弾力化 0.45~1.90%	既存の保証付借入を返済条件とするものが、本制度の対象となります。
小 額 融 資 保 証	<b>県特</b> 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者で、県内同一市町村で1年以上同一の事業を行っている方 ※常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人の場合は、政令の定めによる。 (宿泊業・娯楽業について従業員数20名まで小規模企業者)	3,000万円	運転資金7年 設備資金7年	弾力化 0.45~1.90%	市町村長、商工会議所会頭、商工会会長の意見書が必要
	<b>特別小口 [特小]</b> 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者で、県内で1年以上同一の事業を行っている次の要件を満たす方 ①所得税、事業税、所得割のある県民・市町村民税のいずれかについて、申込日以前1年間に納期の到来した税金を完納していること ②特別小口以外の保証を受けていないこと ※常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人の場合は、政令の定めによる。 (宿泊業・娯楽業について従業員数20名まで小規模企業者)  ※特定非営利活動法人であり次の(1)~(3)に該当する場合は、納税要件を満たさず、利用できません。 (1) 収益事業を行っていないことにより非課税となる (2) 寄付金や会費等収入のみにより活動を行っている (3) 収益事業を行っているが認定NPO法人に対する税制優遇措置の結果、納税額がない	2,000万円	運転資金7年 設備資金7年	1.00%	市町村長、商工会議所会頭、商工会会長の意見書が必要  責任共有対象外  保証人不要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
小口零細企業保証 [小口零細]	常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者（特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人以外）を除く） ※常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人の場合は、政令の定めによる。 （宿泊業・娯楽業について従業員数20名まで小規模企業者）	2,000万円 但し、保証付融資残高（根保証は融資極度額）との合計で2,000万円以内	運転資金7年 設備資金7年	弾力化 0.50～2.20%	責任共有対象外
商工業振興資金保証	山形県商工業振興資金による貸付を受ける方	2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 （組合 4億8,000万円）	制度要綱による	弾力化 0.45～1.90%	
	(1) 経営安定資金、災害対策資金の認定を受けて融資を受ける方 (2) (1)及び小規模企業資金（県特・特別小口、小口零細）、流動資産担保資金、ポストコロナ対応借換資金、ポストコロナ経営再生資金以外の認定を受けて融資を受ける方				
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	1. 公害防止対策保証 公害防止のために必要と認定された費用の借入をされる方	5,000万円 （組合 1億円）	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	2. エネルギー対策保証 省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設の設置を行う方	2億円（組合 4億円）	設備資金17年	1.15%	
	2. (2) 廃止				
	3. 海外投資関係保証 海外直接投資事業を実施するために必要な資金を借入れされる方	2億円（組合 4億円）	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	4. 新事業開拓保証 保証協会の認定を受け、新事業の開拓を行うための借入をされる方	2億円（組合 4億円） 但し、他の新事業開拓保 険に係る保証との合計 3億円（組合6億円）	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	新事業認定審査会の認 定が必要
	5. 災害関係 政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた方	2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 （組合 4億8,000万円）	別途定める	1.00%	責任共有対象外
	6. 労働力確保関連 雇用管理の改善計画について県知事の認定を受けた方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 （組合 4億8,000万円）	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	<b>7. 中小小売商業関連</b> 商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理 又は連鎖化事業を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>8. 商店街整備等支援関連</b> 中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人、一般財団法人 であって商店街整備等支援計画に従って事業を実施する方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	<b>9. 廃止</b>				
	<b>10. 伝統的工芸品支援関連</b> 伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人、一般財団法人で あって、支援計画に従って事業を実施する方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	<b>11. 廃止</b>				
	<b>12. 地域伝統芸能等関連</b> 地域伝統芸能の特徴を活用した製品の製造等であって、観光・商工業 の振興のために実施される行事に関連して行われる事業を実施する方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>13. 流通業務総合効率化関連</b> 流通業務総合効率化計画に記載された事業を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>14. 廃止</b>				
<b>15. 小規模事業者支援関連</b> ①商工会又は商工会議所が関係市町村と共同して作成し経済産業大臣の 認定を受けた「経営発達支援計画」において経営発達支援事業を実施 する者とされた一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人 (中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く) ②商工会又は商工会議所が関係市町村と共同して作成し都道府県知事の 認定を受けた「事業継続力強化支援計画」において事業継続力強化を 実施する者とされた一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法 人(中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く)	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%		

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	16. 廃止				
	17(1)中心市街地商業等活性化関連 認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って特定事業・ 中小小売商業高度化事業（特定会社又は一般社団法人、一般財団法人 が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は一般社団法人、一般 財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事 業に限る）を実施する中小企業者、特定会社及び一般社団法人、一般 財団法人 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 （組合 4億8,000万円） （一般社団法人、一般財 団法人 2億8,000万円）	設備資金15年	0.85%	
	17(2)中心市街地商業等活性化支援関連 特定会社及び一般社団法人、一般財団法人であって、認定を受けた特 定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化支援等 事業（当該特定会社又は一般社団法人、一般財団法人が自ら実施する 都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く）を実施する方 ※特定非営利活動法人は対象外	5億6,000万円 特定会社は一般及び中 心市街地商業等活性化 関連との合計 公益法人は中心市街地 商業等活性化関連との 合計	設備資金15年	0.85%	
	18. 廃止				
	19. 特定新技術事業活動関連 指定補助金等にかかる成果を利用した事業活動を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	3億円（組合6億円） 但し、他の新事業開拓保 険に係る保証との合計	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	新事業認定審査会の認 定が必要
	20. 経営革新関連 承認を受けた経営革新計画に従って新商品の開発又は生産、新役務の 開発又は提供等の新たな事業活動を行うことにより経営の相当程度の 向上を図る特定事業者 ※特定非営利活動法人は対象外	8億8,000万円 （組合 16億8,000万円） 内、新事業開拓保険3億 円（組合6億円） 海外投資関係保険3億 円（組合6億円） （但し、他の新事業開拓 保険・海外投資関係保険 に係る保証との合計）	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	新事業開拓保険を利用 する場合は、新事業認定 審査会の認定が必要
	21. 廃止				
22. 廃止					

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証 (保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照)	<b>23. 創業関連</b> ①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方(認定特定創業支援等事業に該当する場合6ヶ月以内) ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画のある方(認定特定創業支援等事業に該当する場合6ヶ月以内) ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立する会社が、事業を開始する具体的計画がある方 ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方 ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 ⑥中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 ⑦上記④に規定する創業者であって、その事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該創業者が新たに設立した会社に承継させる場合であり、当該創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない方 ※特定非営利活動法人は対象外	3,500万円 (創業等関連、再挑戦支援、スタートアップ創出促進保証を含む)	運転資金10年 設備資金10年	1.00%	責任共有対象外  一般分の無担保保険、創業等関連特例との合計は8,000万円以内 ①②③に該当する場合には創業・再挑戦計画書が必要
	<b>24. 廃止</b>				
	<b>25. 特定中小企業再生支援関連</b> 認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けたものであって、特定中小企業再生支援事業を実施する方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	<b>26. 周辺地域整備関連</b> 主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として県知事の認定を受けた方	5億8,000万円 (組合10億8,000万円) 内、新事業開拓保険3億円(組合6億円)	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	<b>27. 廃止</b>				
	<b>28. 廃止</b>				
	<b>29. 廃止</b>				
	<b>30(1) 廃止</b>				
<b>30(2) 廃止</b>					

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証 (保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照)	<b>31. 再挑戦支援</b> 経営状況の悪化により事業の廃止・法人の解散を経験し、その後、5年以内に再起業する方 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内に事業を開始する具体的計画を有する方(認定特定創業支援等事業に該当する場合6月以内) ②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方(認定特定創業支援等事業に該当する場合6月以内) ③事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 ⑤上記③に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、創業者とみなされるもの。 ※特定非営利活動法人は対象外	再挑戦支援3,500万円 (創業関連、創業等関連、スタートアップ創出促進保証を含む)	運転資金10年 設備資金10年	1.00%	責任共有対象外  一般分の無担保保険、創業等関連特例との合計8,000万円以内 創業・再挑戦計画書が必要。なお、③、④または⑤に該当するものが申込を行う場合で、廃業・解散に至った経過や原因の詳細等について、他の提出資料(資格要件申告書、独自の計画書等)に記載がある場合は、提出を省略することができるものとする。
	<b>32. 特定信用状関連</b> 外国法人(新たに設立されるものを含む)と経営を実質的に支配していると認められる関係にある方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億円 保証割合は80%	1年	弾力化 0.45~1.90%	
	<b>33(1)農工商等連携事業関連</b> 主務大臣の認定を受けた「農工商等連携事業計画書」に従って、農工商等連携事業を実施する中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	12億8,000万円 (組合18億8,000万円)内、流動資産担保2億円内、新事業開拓保険に該当するもの4億円(組合6億円) 内、海外投資関係保険に該当するもの4億円(組合6億円) (但し、他の新事業開拓保険に係る保証との合計)	運転資金5年 設備資金7年	0.85%	流動資産担保融資保証を利用する場合は、保証人不要
	<b>33(2)農工商等連携支援関連</b> 主務大臣の認定を受けた「農工商等連携支援事業計画書」に従って、農工商等連携支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く)	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金5年 設備資金7年	1.15%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名〔略称〕	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	<b>34. 経営承継関連</b> 経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金10年 設備資金15年	弾力化 0.45～1.90%	
	<b>35. 廃止</b>				
	<b>36(1)商店街活性化事業関連</b> 主務大臣の認定を受けた「商店街活性化事業計画」に従って、商店街活性化事業を実施する中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>36(2)商店街活性化支援関連</b> 主務大臣の認定を受けた「商店街活性化支援事業計画」に従って、商店街活性化支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	<b>37. 情報提供支援関連</b> 主務大臣の認定を受けた「認定情報提供機関」のうち、一定の要件を満たした一般社団法人、一般財団法人 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	<b>38. 特定下請連携事業関連</b> 主務大臣の認定を受けた「特定下請連携事業計画」に従って特定下請連携事業を行う中小企業者 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>39. 連携創業支援等関連</b> 市町村が作成し主務大臣の認定を受けた「創業支援事業計画」に従って市町村と連携して創業支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	
	<b>40. 経営革新等支援関連</b> 認定経営革新支援機関として主務大臣の認定を受け、経営革新等支援業務を行う一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	41(1)経営力向上関連 認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上事業を行うことにより経営能力を強化し、経営の向上を図る特定事業者	41(2)特例経営力向上関連との合算で8億8,000万円 (組合16億8,000万円) 内、新事業開拓保険3億円(組合6億円) 海外投資関係保険3億円(組合6億円) (但し、他の新事業開拓保険・海外投資関係保険に係る保証との合計)	運転資金5年 設備資金7年	0.85%	
	41(2)特例経営力向上関連 認定を受けた経営力向上計画に従って事業承継等を行うことにより経営能力を強化し、経営の向上を図る中小企業者であり、次の(1)~(3)のいずれにも該当するもの (1) 経営力向上計画の認定申請日の直前の決算において、次の要件を備える者であり、認定を受けた経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの ア. 資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率（(借入金－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)）が15倍以内であること (2) 申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること (3) 返済緩和をしている借入金がないこと	41(1)経営力向上関連との合算で8億8,000万円 (組合16億8,000万円) 内、新事業開拓保険3億円(組合6億円) 海外投資関係保険3億円(組合6億円) (但し、他の新事業開拓保険・海外投資関係保険に係る保証との合計)	運転資金5年 設備資金7年	0.85%	保証人不要
	42(1)－1 地域経済牽引事業関連 都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って、地域経済牽引事業を行う特定事業者	42(1)－2 特例地域経済牽引事業関連との合算で、 2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	42(1)－2 特例地域経済牽引事業関連 都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って、事業承継を行う中小企業者	42(1)－1 地域経済牽引事業関連との合算で、 2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	保証人不要
	42(2)地域経済牽引支援関連 主務大臣の承認を受けた連携支援計画に従って、連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人	2億8,000万円	運転資金7年 設備資金15年	1.15%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名〔略称〕	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	<b>43. 特定経営承継関連</b> 事業承継に伴う資金を調達する必要がある、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を都道府県知事から受けた認定中小企業者の代表者	2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	弾力化 0.45～1.90%	
	<b>44. 商店街活性化促進事業関連</b> 市区町村が作成する、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、または行おうとする者として当該市区町村の長の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>45. 新技術等実証関連</b> 主務大臣の認定を受けた新技術等実証計画に従って、新技術実証に係る事業を行う中小事業者	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>46. 革新的データ産業活用関連</b> 主務大臣の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って、革新的データ産業に係る事業を行う中小企業者	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>47. 先端設備等導入関連</b> 市町村が作成し主務大臣の認定を受けた導入促進基本計画に従って、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村の長の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	0.85%	
	<b>48(1)経営承継準備関連</b> 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得する資金が必要な、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を都道府県知事から受けた中小企業者	48(2)特例経営承継準備 関連との合算で、 2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	弾力化 0.45～1.90%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
近代化資金保証 (保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照)	<b>48(2)特例経営承継準備関連</b> 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得する資金が必要な、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を都道府県知事から受けた中小企業者であって、次の(1)~(3)のいずれにも該当するもの (1) 次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することによる経済産業大臣の認定を受けていること。 ア. 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 イ. 他の中小企業者が、当該他の中小企業者の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ウ. 認定申請日の直前の決算期において次の要件を満たすこと。 a. 資産超過であること。 b. EBITDA有利子負債倍率（(借入金－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)）が15倍以内であること。 (2) 申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること (3) 返済緩和をしている借入金がないこと	48(1)経営承継準備関連との合算で、2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	弾力化 0.45～1.90%	保証人不要
	<b>49. 特定経営承継準備関連</b> 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得する資金が必要な、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人	2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	1.15%	
	<b>50. 情報処理支援関連</b> 情報処理能力の強化を図る中小企業者等に対する指導、助言等を行うため、情報処理に関する高度な知識及び経験を有するものとして経済産業大臣の認定を受けたソフトウェア事業者又は情報処理サービス事業者（認定情報処理支援機関）のうち、一般社団法人又は一般財団法人	2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	1.15%	
	<b>51. 技術等情報漏えい防止措置関連</b> 技術等情報漏えい防止措置人業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	1.15%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	<b>52. 社外高度人材活用新事業分野開拓関連</b> 社外高度人材活用新事業分野開拓を行おうとする新規中小企業者等であり、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	8億8,000万円 内、新事業開拓保険3億円、海外投資関係保険3億円（但し、他の新事業開拓保険・海外投資関係保険に係る保証との合計）	運転資金10年 設備資金15年	0.85%	
	<b>53. 事業継続力強化関連</b> 事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	8億8,000万円 （組合16億8,000万円） 内、新事業開拓保険3億円（組合6億円） 海外投資関係保険3億円（組合6億円） （但し、他の新事業開拓保険・海外投資関係保険に係る保証との合計）	運転資金10年 設備資金15年	0.85%	
	<b>54. 連携事業継続力強化関連</b> 連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	8億8,000万円 （組合16億8,000万円） 内、新事業開拓保険3億円（組合6億円） 海外投資関係保険3億円（組合6億円） （但し、他の新事業開拓保険・海外投資関係保険に係る保証との合計）	運転資金10年 設備資金15年	0.85%	
	<b>55. 情報処理システム運用・管理関連</b> 情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況が優良な事業者として、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	運転資金10年 設備資金15年	0.85%	
	<b>56. 特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連</b> 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画または特定高度情報通信技術活用システム導入計画もしくは特定半導体生産施設整備等計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円 （組合4億8,000万円）	運転資金10年 設備資金15年	0.85%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
近代化資金保証  〔保険については、別 枠または特例とな ります。P40を参照〕	<b>57. 経営承継借換関連</b> 経営承継を予定している会社である中小企業者であって、次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社 (1) 次の①から③のいずれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 ②認定申請日の直前の決算期において次の要件を満たすこと。 ア. 資産超過であること。 イ. EBITDA有利子負債倍率（(借入金－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)）が15倍以内であること。 ③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。 (2) 申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること (3) 返済緩和をしている借入金がないこと	2億8,000万円	運転資金10年	0.20～1.90%	保証人不要
	<b>58. 農林水産物・食品輸出促進支援関連</b> 輸出促進業務に関する計画を作成し、輸出促進業務を行う者として主務大臣の認定を受けた農林水産物・食品輸出促進団体のうち、一定の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人	2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	1.15%	
	<b>59. 供給確保関連</b> 主務大臣の認定を受けた供給確保計画に従って行われる特定重要物質等の安定供給確保のための取組に関する事業を行う中小企業者	8億8,000万円 (組合16億8,000万円) 内、新事業開拓保険3億円(組合6億円) 海外投資関係保険3億円(組合6億円) (但し、他の新事業開拓保険・海外投資関係保険に係る保証との合計)	運転資金10年 設備資金15年	0.85%	
季節資金保証	中小企業の方	3,000万円	運転資金 6ヶ月	弾力化 0.45～1.90%	取扱期間 6月1日～ 8月15日(中元) 10月1日～ 12月25日(年末)

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
根 保 証	県内で原則として6ヶ月以上同一事業を行っている方	2億円(組合 4億円)	運転資金1年	弾力化 0.39~1.62% (手形割引・電子記録債権割引・簡易根保証) 0.45~1.90% (手形見返・債務)	
商 業 手 形 割 引 ・ 電 子 記 録 債 権 割 引 保 証	中小企業の方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金 5ヶ月	弾力化 0.45~1.90%	
長 期 経 営 資 金 保 証 [長 経]	県内で3年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当し償還能力があると認められる方 ※特定非営利活動法人は対象外 (1) 申込金融機関との与信取引が1年以上ありかつ最近2年間の決算で利益計上し、債務超過でない方 (2) 業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上ありかつ最近2年間のいずれかの決算において、利益計上し繰越欠損がない方 (3) 前各号に準じる方で、債務超過でなく今期利益計上見込みの方	一事業者2億円 (1申込み2,000万円以上 100万円単位)	運転資金 5年以上15年以内 設備資金 5年以上20年以内	弾力化 0.45~1.90%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い 普通保険に該当する企業のみ
中 堅 企 業 特 別 保 証	取引金融機関の破綻等により資金の調達に支障をきたしている中堅事業者に対して、経営の安定に必要な資金の貸付を必要とする方で、次のいずれにも該当する方 ※特定非営利活動法人は対象外 (1) 破綻金融機関等から借入返済を含めた事業資金の調達が必要なこと (2) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者にかかる県知事の認定を受けていること	普通保証 5億円 無担保保証 1億円 但し、信用保証協会の保証付で既に借入を行っている場合は当該借入の残高を上記保証限度額から差し引く	運転資金5年 設備資金7年	普通保証 0.75% 無担保保証 0.65%	責任共有対象外
市 町 村 制 度 保 証	制度要綱による	制度要綱による	制度要綱による	制度要綱による	
追 認 保 証	中小企業の方	5,000万円 但し、既に保証付貸付の行なわれているものは、その額を含めて1億2,000万円以内	運転資金7年 設備資金12年	弾力化 0.45~1.90%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
予 約 保 証	業歴3年以上、申込金融機関との与信取引1年以上の方で、CRDスコアリングが基準以上の方	2,000万円 (小口零細保証制度を利用の場合は500万円)	事業資金5年 (小口零細7年)	弾力化 0.60～1.90% (小口零細0.70～2.20%) 但し、予約時の信用力に対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用します	
一括支払契約保証	中小企業の方	10億円(特定社債、普通保証、無担保保証(各経営安定別枠及び危機関連保証を除く)との合算)保証割合は原則として70%のため、保証限度額10億円に対して、借入限度額は、極度額14億2,800万円まで	1年	弾力化 0.50～2.20%に保証割合を乗じた率 (納入企業が負担)	
財務要件型無保証人保	次の(1)から(3)のいずれかに該当する方 ※特定非営利活動法人は対象外  (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	一括返済の場合 2年  分割返済の場合 7年(但し、設備資金及び運転設備資金については、10年)	弾力化 0.45～1.90%	保証人不要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
事業承継サポート保証	以下の全ての要件を満たす新設持株会社 (1) 事業承継計画を策定していること (2) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること (3) 事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること なお、事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とする (4) 承継の対象となる事業会社において、株式所有分散または評価高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	設備資金15年 ※事業会社の株式買取資金に限る	弾力化 0.45～1.90% (原則1.15%)	
専門家派遣付長期設備保証 「プロフェッショナルサポート」 「プロサポ」	中小企業の方で本制度の利用前に専門家派遣を受ける方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金20年 設備資金20年 ※運転資金は、設備に付帯する資金に限る	弾力化 0.45～1.90%	
S D G s 応援保証	次の全ての要件に該当する会社等 (1) SDGsに取り組んでいる（または取り組む予定がある）こと (2) 継続して2年以上事業を営むもの (3) 確定申告書（決算書）の写しを直近2期分提出できるもの (4) 取扱金融機関の推薦があるもの (5) 申込直前期の決算において、純資産額が2千万円以上であり、以下のア又はイのいずれか1項目及びウ又はエのいずれか1項目を充足すること ア 自己資本比率が15%以上であること イ 純資産倍率が1.5倍以上であること ウ 使用総資本事業利益率が5%以上であること エ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること	2億円 (但し、平均月商の3ヶ月以内)	運転資金7年 設備資金7年 (但し、不動産取得資金を除く。)	弾力化 0.35～1.90%	
短期継続型保証 「たんけい」	次の全ての要件を満たす中小企業者等とする。 (1) 1期以上の決算または確定申告を行っていること (2) ①法人の場合 直近決算において減価償却前経常利益がゼロより大きいこと ②個人の場合 青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上計上していること (3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと	本制度保証残高及び税理士連携短期継続型保証「税理士たんけい」保証残高を含め5,000万円以内 但し、平均月商の2倍以内を限度	運転資金1年	弾力化 0.45～1.90%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
税理士連携短期継続型保証 [税理士たんけい]	次の全ての要件を満たす中小企業者等とする。 (1) 税理士等が月次関与（試算表作成や月次監査等）を行い、税理士等から「税理士連携短期継続型保証（税理士たんけい）に係る推薦書兼決算概要報告書」（所定様式）の提出があること。 (2) 1期以上の決算または確定申告を行っていること。 (3) ①法人の場合 直近決算において経常利益を計上していること。 ②個人の場合 青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上計上していること。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。但し、本保証により返済緩和が解消される場合にはこの限りではない。	本制度保証残高及び短期継続型保証「たんけい」保証残高を含め5,000万円以内 但し、平均月商の2倍を限度とする。	運転資金1年	弾力化 0.45～1.90%  推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合、又は税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面がある場合は、 弾力化 0.35～1.80%	
自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を全て満たす方 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること (3) バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの	3,000万円	1年 (かつ、終期は解散予定日より前)	弾力化 0.45～1.90%	
事業承継特別保証制度	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率（注）が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がなく (注) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	事業資金10年 左記(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人（個人に限る。以下この項において同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 左記(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。	弾力化 0.45～1.90% 専門家より確認を受けた場合は弾力化0.20～1.15%  ※専門家とは、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターをいう。	保証人不要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
緊急短期資金保証	保証協会で指定する災害等により影響を受けた中小企業・小規模事業者	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	運転資金12ヶ月	弾力化 0.45～1.90%	指定災害等 新型コロナウイルス (2020年2月26日～) 〔2024年4月時点〕
長期借換保証	次の(1)から(3)のいずれにも該当し、中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する認定申請書をその住所地を管轄する市町村長又は特別区長に提出し、認定を受け、償還能力が認められる中小企業者 (1) 原則として、申込金融機関と2年以上の与信取引の実績がある (2) 申込金融機関が当該中小企業者に対し事業性評価を行い実態を把握している (3) 返済方法の変更や保証期間の延長を行っていない正常返済中の当協会保証協会付融資の保証債務残高があり、長期資金に借り換えることによりキャッシュフローが改善し、事業の拡大、持続的発展に資する中小企業者	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (但し、セーフティネット保証6号に該当するとして市町村長等の認定を受けたものの限度額は、3億8,000万円)	経営の安定に必要な運転資金(保証協会付融資の借り換えに必要な運転資金を含み新規保証(真水)は保証承諾金額の50%以内) 15年 (据置3年以内)	セーフティネット保証 1～4号、6号 0.80% セーフティネット保証 5号、7号、8号 0.68%	セーフティネット保証 1～4号、6号は責任共有対象外
スタートアップ創出促進保証 [SSS保証]	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者を対象とする。 (1) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うおとする者)にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)(以下「法」という。)第2条第29項第3号)。 (2) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第5号)。 (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第4号)。 (4) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第6号)。 (5) 法第2条第29項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)。	3,500万円 (創業関連、創業等関連、再挑戦支援を含む) 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが必要	運転資金10年 設備資金10年 (据置期間は1年以内。但し、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込受付時においてプロパー融資の残高がある場合、据置期間は3年以内)	1.20%	責任共有対象外 一般分の無担保保険、創業等関連特例との合計は8,000万円以内 制度所定の「創業計画書」が必要  保証人不要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備考
事業者選択型経営者保証非提供制度 (横断的制度)	次の(1)~(5)をすべて満たす法人(※1) (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること	利用する制度の限度額	利用する制度の期間	利用する制度の料率に0.25%または0.45%上乘せ	保証人不要
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助制度)	(2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3) 次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない(※2) ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3) (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問わない。 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問わない。 ※2 貸借対照表において「純資産の額 $\geq$ 0」となること。 ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 $\geq$ 0」となること。	8,000万円 ※セーフティネット保証4、5号の場合は別枠で8,000万円	運転資金 10年 設備資金 10年 (据置期間1年以内)	セーフティネット保証4号の場合 1.05%または1.25% セーフティネット保証5号の場合 0.93%または1.13% 一般保証の場合 責任共有 0.70%~2.35% 責任共有対象外 0.75%~2.65% (所定の保証料率に0.25%または0.45%上乘せ)  ※申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額について、国からの保証料補助あり。 ・令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15% ・令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10% ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%	保証人不要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	基準保証料率	備 考
プロパー融資借換特別 保 証	<p>申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)~(4)をすべて満たす法人。</p> <p>(1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率（注1）が15倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと（注2）</p> <p>（注1）EBITDA有利子負債倍率 =（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） （注2）申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。</p>	<p>2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 （組合4億8,000万円）</p> <p>ただし、申込金融機関における保証限度額（既往の本制度残高を含む。）は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。</p>	<p>運転資金 （申込金融機関におけるプロパー融資のうち、経営者保証を提供している事業資金の借換に限る）</p>	<p>弾力化 0.45～1.90%</p>	<p>保証人不要</p>

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、国より補助、及び協会割引なるものがあります。

# ◎商工業振興資金・セーフティネット・その他 保証制度の市町村保証料補給一覧表

令和6年4月1日現在

市町村名	30%	0.30	40%	40%	0.46	0.46	0.46	0.46	0.39	0.46	0.39	0.39	0.37	0.36	30%	0.88	0.704	0.272	40%	40%	40%	40%	0.345	0.275	0.40	市町村名	
	小額融資特	小額融資特	商工業振興資金I	商工業振興資金II	セーフティネット1	セーフティネット2	セーフティネット3	セーフティネット4	セーフティネット5	セーフティネット6	セーフティネット7	セーフティネット8	東日本大震災復興緊急	危機関連	小規模企業	職業再生	事業再生	法務融資	条件変更型	事業承継	プロサポ	事業承継	長期借換保証セーフティネット4	長期借換保証セーフティネット5	スタートアップ	市町村名	
山形市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇注◇	☆	◇	◇	▽注▽	☆	◎	△					○	○	◎	▲	*	山形市	
上山市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	上山市	
天童市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	◎	▲	*	天童市	
寒河江市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	寒河江市	
東根市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	東根市	
村山市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	◎	▲	*	村山市	
尾花沢市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	◎	▲	*	尾花沢市	
米沢市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○	○	◎	▲	*	米沢市	
南陽市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	注○	◎	▲	*	南陽市
長井市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎								◎	▲	*	長井市	
新庄市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	新庄市	
酒田市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇		◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	酒田市	
鶴岡市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆注☆	◇注☆	☆	◇	◇	▽	☆注☆	◎	△	□				○		◎	▲	*	鶴岡市	
中山町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○		◎	▲	*	中山町	
山辺町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	山辺町	
大江町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	◎	▲	*	大江町	
朝日町	◎	●	○	○	★	★	★	★	◆	★	◆	◆	▽	☆	◎			■	○		○	○	◎	▲	*	朝日町	
西川町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎								◎	▲	*	西川町	
河北町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○				◎	▲	*	河北町	
大石田町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○	○	◎	▲	*	大石田町	
高島町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	注○	◎	▲	*	高島町
川西町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	注○	◎	▲	*	川西町
白鷹町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	注○	◎	▲	*	白鷹町
飯豊町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	◎	▲	*	飯豊町	
小国町	◎	●	○	○	★	★	★	★	◆	★	◆	◆	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	小国町	
舟形町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	舟形町	
大蔵村	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	◎	▲	*	大蔵村	
戸沢村	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○				◎	▲	*	戸沢村	
鮭川村	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	鮭川村	
真室川町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						◎	▲	*	真室川町	
金山町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○				◎	▲	*	金山町	
最上町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	注○	◎	▲	*	最上町
庄内町	◎	●	○	○	★	★	★	★	◆	★	◆	◆	▽	☆	◎			■	○		○	○	注○	◎	▲	*	庄内町
遊佐町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○	○	注○	◎	▲	*	遊佐町
三川町	◎	●	○	○	★	★	★	★	◆	★	◆	◆	▽	☆	◎			■	○		○	○	注○	◎	▲	*	三川町

・「県」は県商工業振興資金利用のみ県より補給あり  
 ・「◎」は県商工業振興資金利用のみ申込者が支払うべき保証料の30%について補給あり  
 ・「●」は県商工業振興資金利用のみ0.30%補給あり（利用者負担 0.30%）  
 ・「○」は県商工業振興資金利用のみ申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり  
 ・「☆」は県商工業振興資金利用のみ0.34%補給あり  
 ・「■」は県商工業振興資金利用のみ0.136%補給あり  
 ・「★」は県商工業振興資金利用するしないにかかわらず0.34%補給あり  
 ・「注◇」は山形市経営支援資金利用の場合0.34%補給あり  
 ・「◇」は県商工業振興資金利用のみ0.29%補給あり  
 ・「◆」は県商工業振興資金利用するしないにかかわらず0.29%補給あり  
 ・「△」は県商工業振興資金利用のみ0.44%補給あり  
 ・「▽」は県商工業振興資金利用のみ0.33%補給あり  
 ・「注▽」は山形市経営支援資金利用の場合0.70%補給あり  
 ・「□」は県商工業振興資金利用のみ0.352%補給あり  
 ・「注○」は県商工業振興資金利用するしないにかかわらず、申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり  
 ・「注☆」は鶴岡市長期安定資金II利用の場合、申込者が支払うべき保証料の全額について補給あり  
 ・「◎」は県商工業振興資金利用のみ0.255%補給あり  
 ・「▲」は県商工業振興資金利用のみ0.205%補給あり  
 ・「\*」は県商工業振興資金利用のみ0.40%補給あり

# ◎保証推進制度保証（近代化）の市町村保証料補給一覧

令和6年4月1日現在

市町村名	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	市町村名
	0.46	0.46	0.46	0.46	0.40	0.34	0.34	0.46	0.46	0.34	0.34	0.46	0.34	0.34	0.46	0.34	0.40	
	公害防止	エネルギー対	海外投資	新事業拓	災害関係	労働力保	中小小売業	商店街整備等支援	伝統的芸術	地域伝統能	流通業務効率化	小規模事業者支援	中心市街地商業活性化		特新技術	経新関連	創業関連	
1	2	3	4	5	6	7	8	10	12	13	15	17-(1)	17-(2)	19	20	23		
山形市	△	△		△	▽			△	○	○					*○	◆★	山形市	
上山市					▽										*○	◆	上山市	
天童市	▲			▲	▽										*○	◆	天童市	
寒河江市	注△	△	△	△	▽	○	○	△	○	○					*○	◆	寒河江市	
東根市	▲			▲												◆	東根市	
村山市	▲				▽										*○	◆	村山市	
尾花沢市					▽										*○	◆	尾花沢市	
米沢市		△		△	▽											◆□	米沢市	
南陽市					▽										*○	◆	南陽市	
長井市																◆	長井市	
新庄市				△	▼											◆	新庄市	
酒田市		△	△	△		○	○	△	○	○		○	○	△	○	◆	酒田市	
鶴岡市	△	△		△		○	○					○	○	△	○	◆	鶴岡市	
中山町																◆	中山町	
山辺町		△	△	△		○	○	△	○	○						◆	山辺町	
大江町		△		△	▽	○	○								*○	◆	大江町	
朝日町				△	▽	○	○								*○	◆	朝日町	
西川町				△												◆	西川町	
河北町				△	▽	○	○								*○	◆	河北町	
大石田町					▽										*○	◆	大石田町	
高畠町		△	△	△	▼	○	○					○	○	△	○	◆	高畠町	
川西町		△		△	▼										*○	◆	川西町	
白鷹町					▼										*○	◆	白鷹町	
飯豊町																◆	飯豊町	
小国町																◆	小国町	
舟形町		△	△	△	▽	○	○	△	○	○					*○	◆	舟形町	
大蔵村		△	△	△	▽	○	○	△	○	○					*○	◆	大蔵村	
戸沢村		△	△	△		○	○	△	○	○					○	◆	戸沢村	
鮭川村		△	△	△	▽	○	○	△	○	○					○	◆	鮭川村	
真室川町		△	△	△		○	○	△	○	○					○	◆	真室川町	
金山町		△	△	△	▽	○	○	△	○	○					○	◆	金山町	
最上町		△	△	△	▼	○	○								*○	◆	最上町	
庄内町		△	△	△	▼	○	○	△	○	○		○	○	△	○	◆	庄内町	
遊佐町		△	△	△	▼	○	○	△	○	○		○	○	△	○	◆	遊佐町	
三川町					▼										○	◆	三川町	

・「県」は県商工業振興資金利用のみ県より補給あり  
 ・市町村の補給率  
 「△」は0.23% 「▲」は県商工業振興資金利用のみ0.23% 「注△」は2,000万円限度で0.23%補給 「○」は0.17% 「●」は0.42% 「\*○」は県商工業振興資金利用のみ0.17%  
 「◇」は0.20% 「◆」は県商工業振興資金利用のみ0.40% 「◎」は申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり 「★」は山形市特定創業支援資金利用のみ0.90%  
 「▽」は県商工業振興資金利用のみ0.30% 「▼」は0.30% 「□」は米沢市創業支援資金利用のみ0.70%

# ◎保証推進制度保証（近代化）の市町村保証料補給一覧

令和6年4月1日現在

市町村名	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	市町村名
	0.46	0.46	0.40	40%	0.34	0.46	40%	0.34	0.46	0.46	0.34	0.46	0.46	0.34	0.34	0.34	0.34	0.46	40%	0.34	0.34	0.34	市町村名
	特定中小企業再生支援	地域整備	再挑戦	戦後復興	特定信用付	農漁業	工業	特定信用付	農漁業	工業	特定信用付	農漁業	工業	特定信用付	農漁業	工業	特定信用付	農漁業	工業	特定信用付	農漁業	工業	
	25	26	31	32	33-(1)	33-(2)	34	36-(1)	36-(2)	37	38	39	40	41(1)	41(2)	42(1)-1	42(1)-2	42(2)	43	44	45	46	
山形市			◆				●							*○		*○			●				山形市
上山市			◆			*○								*○		*○			●				上山市
天童市			◆			*○								*○		*○			●				天童市
寒河江市			◇			○								*○		*○			●				寒河江市
東根市			◆			*○																	東根市
村山市			◆											*○		*○			●				村山市
尾花沢市			◇				●							*○		*○			●				尾花沢市
米沢市							●												●				米沢市
南陽市			◇				●							*○		*○			●				南陽市
長井市							●												●				長井市
新庄市			◇			○	●							*○		*○			●				新庄市
酒田市			◇			○													●				酒田市
鶴岡市			◇			○								*○		*○			●				鶴岡市
中山町														*○		*○			●				中山町
山辺町			◇				●							*○		*○			●				山辺町
大江町			◇			○	●							*○		*○			●				大江町
朝日町			◇			○	●							*○		*○			●				朝日町
西川町							●							*○		*○			●				西川町
河北町							●							*○		*○			●				河北町
大石田町						○	●							*○		*○			●				大石田町
高畠町			◇			○	△	◎						*○		*○			●				高畠町
川西町			◇			○	●							*○		*○			●				川西町
白鷹町			◇			○	●							*○		*○			●				白鷹町
飯豊町			◇			○													●				飯豊町
小国町			◇			○													●				小国町
舟形町			◇			○	●												●				舟形町
大蔵村			◇			○	●							*○		*○			●				大蔵村
戸沢村			◇			○								*○		*○			●				戸沢村
鮭川村			◇			○								*○					●				鮭川村
真室川町			◇			○								*○		*○			●				真室川町
金山町			◇			○	●							*○		*○			●				金山町
最上町			◇			○	●							*○		*○			●				最上町
庄内町						○	●							*○		*○			●				庄内町
遊佐町						○	●							*○		*○			●				遊佐町
三川町							●							*○		*○			●				三川町

・「県」は県商工業振興資金利用のみ県より補給あり

・市町村の補給率

「△」は0.23%  
「○」は0.17%  
「◇」は0.20%

「▲」は県商工業振興資金利用のみ0.23%  
「●」は県商工業振興資金利用のみ0.20%  
「◆」は県商工業振興資金利用のみ0.20%

「注△」は2,000万円限度

「\*○」は県商工業振興資金利用のみ0.17%

「注○」は新事業開拓保険利用のものについて0.17%

「◎」は申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり

令和6年4月1日現在

市町村名	県														市町村名
	0.34	40%	40%	0.46	0.46	0.46	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	40%	0.46	0.34	
	先端設備等導入関連	経営承継準備関連	特別経営承継準備関連	特定経営承継準備関連	情報処理士連携	技術等情報漏えい防止措置関連	社外高度人材活用新事業分野開拓関連	事業継続力強化関連	連携事業力強化	情報システム運用・管理関連	特定情報通信技術活用システム関連供給等関連	経営承継準備関連	農林水産物・食品輸出入促進支援関連	供給確保関連	
	47	48(1)	48(2)	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
山形市	*○	●		▲											山形市
上山市	*○														上山市
天童市	*○														天童市
寒河江市	*○														寒河江市
東根市															東根市
村山市	*○														村山市
尾花沢市	*○	●		▲											尾花沢市
米沢市	*○	●		▲											米沢市
南陽市	*○	●		▲											南陽市
長井市	*○														長井市
新庄市	*○	●		▲											新庄市
酒田市															酒田市
鶴岡市	*○														鶴岡市
中山町	*○														中山町
山辺町	*○														山辺町
大江町	*○	●		▲											大江町
朝日町	*○	●		▲											朝日町
西川町	*○	●		▲											西川町
河北町	*○	●		▲											河北町
大石田町	*○	●		▲											大石田町
高畠町	*○	●		▲											高畠町
川西町	*○	●		▲											川西町
白鷹町	*○	●		▲											白鷹町
飯豊町	*○														飯豊町
小国町															小国町
舟形町	*○	●		▲											舟形町
大蔵村	*○	●		▲											大蔵村
戸沢村	*○														戸沢村
鮭川村	*○														鮭川村
真室川町	*○														真室川町
金山町	*○	●													金山町
最上町	*○	●		▲											最上町
庄内町	*○	●		▲											庄内町
遊佐町	*○	●		▲											遊佐町
三川町	*○	●		▲											三川町

・「県」は県商工業振興資金利用のみ県より補給あり

・市町村の補給率

- △は0.23%
- ▲は県商工業振興資金利用のみ0.23%
- は0.17%
- は県商工業振興資金利用のみ20%
- ◇は0.20%
- ◆は県商工業振興資金利用のみ0.20%

〔注△〕は2,000万円限度

〔\*○〕は県商工業振興資金利用のみ0.17%

〔注○〕は新事業開拓保険利用のものについて0.17%

〔◎〕は申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり

# ◎保険の種類別保証限度額

令和6年4月1日現在

保険・特例の種類		個人・法人	組合等	保険・特例の種類		個人・法人	組合等	
普通		2億円	4億円	別枠 特例	地域産業資源活用事業 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	4億8,000万円 4億円(注6) 4億円(注7)	6億8,000万円 6億円(注6) 6億円(注7)	
無担保		8,000万円	8,000万円		事業再生円滑化	2億8,000万円	4億8,000万円	
特別小口		2,000万円	2,000万円		事業再生計画実施関連	2億8,000万円	4億8,000万円	
別枠	公害防止	5,000万円	1億円		特定信用状	2億円	4億円	
	エネルギー対策	2億円	4億円		農工商等連携事業 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	4億8,000万円 4億円(注6) 4億円(注7)	6億8,000万円 6億円(注6) 6億円(注7)	
	海外投資	2億円	4億円		経営承継	2億8,000万円	—	
	新事業開拓	2億円	4億円		商店街活性化事業	2億8,000万円	—	
	特定社債	4億5,000万円(注1)	—		東日本大震災復興緊急	2億8,000万円 (注9)	4億8,000万円 (注9)	
	流動資産担保	2億円	2億円		経営力向上関連(特例経営力向上関連を含む) (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	2億8,000万円 3億円(注6) 3億円(注7)	4億8,000万円 6億円(注6) 6億円(注7)	
	事業再生	2億円	2億円		地域経済牽引事業関連(特例地域経済牽引事業関連を含む)	2億8,000万円	4億8,000万円	
	特定支払契約	10億円(注2)	10億円(注2)		危機関連	2億8,000万円 (注9)	4億8,000万円 (注9)	
	特例	災害関係	2億8,000万円		4億8,000万円	商店街活性化促進事業関連	2億8,000万円	4億8,000万円
		経営安定関連	2億8,000万円 (注3、9)		4億8,000万円 (注3、9)	新技術等実証関連	2億8,000万円	4億8,000万円
		労働力確保関連	2億8,000万円		4億8,000万円	革新的データ産業活用関連	2億8,000万円	4億8,000万円
		中小小売商業関連	2億8,000万円		4億8,000万円	先端設備等導入関連	2億8,000万円	4億8,000万円
		地域伝統芸能等関連	2億8,000万円		4億8,000万円	経営承継準備関連(特例経営承継準備関連を含む)	2億8,000万円	—
		流通業務総合効率化関連	2億8,000万円		4億8,000万円	社外高度人材活用新事業分野開拓関連 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	2億8,000万円 3億円(注6) 3億円(注7)	— — —
		中心市街地商業等活性化関連	2億8,000万円		4億8,000万円	事業継続力強化関連 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	2億8,000万円 3億円(注6) 4億円(注7)	— 6億円(注6) 6億円(注7)
		中心市街地商業等活性化支援関連	5億6,000万円(注4)		—	連携事業継続力強化関連 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	2億8,000万円 3億円(注6) 3億円(注7)	— 6億円(注6) 6億円(注7)
		特定新技術事業活動関連	3億円(注6)		6億円(注6)	情報処理システム運用・管理関連	2億8,000万円	4億8,000万円
		経営革新関連 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	2億8,000万円 3億円(注6) 3億円(注7)		4億8,000万円 6億円(注6) 6億円(注7)	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連	2億8,000万円	4億8,000万円
	周辺地域整備関連 (新事業開拓保険分)	2億8,000万円 3億円(注6)	4億8,000万円 6億円(注6)		経営承継借換関連	2億8,000万円	—	
	下請振興関連	24億8,000万円 (注5)	26億8,000万円 (注5)		供給確保関連 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	2億8,000万円 3億円(注6) 3億円(注7)	— 6億円(注6) 6億円(注7)	
特定下請連携事業関連 (新事業開拓保険分)	2億8,000万円 4億円(注6)	4億8,000万円 6億円(注6)						
異分野連携新事業分野開拓関連 (新事業開拓保険分) (海外投資関係分)	4億8,000万円 4億円(注6) 4億円(注7)	6億8,000万円 6億円(注6) 6億円(注7)						
特定研究開発等関連 (新事業開拓保険分)	2億8,000万円 3億円(注6)	4億8,000万円 6億円(注6)						
創業関連(注8)	3,500万円	—						
特定経営承継関連(注10)	2億8,000万円	—						
特定経営承継準備関連(注10)	2億8,000万円	—						

- (注1) 普通・無担保（経営安定特例・危機関連特例を除く）及び本保証分の合計は5億円以下  
(注2) 普通・無担保（経営安定特例・危機関連特例を除く）・特定社債及び本保証分の合計は10億円以下  
(注3) 法2条第5項第6号（破綻金融機関関係）に該当するものは3億8,000千円以下、無担保及び平成13年3月31日までに受けた金融安定化保証無担保分との合計は1億円以下  
(注4) 一般分及び中心市街地商業等活性化分を含む  
(注5) 本特例は普通保険にかかる保証2億円以下（組合等4億円以下）、無担保保険にかかる保証8,000万円以下、特別小口保険にかかる保証2,000万円以下、流動資産担保保険にかかる保証2億円以下  
(注6) 新事業開拓保証及び新事業開拓に係るその他の特例分を含む  
(注7) 海外投資関係保証及び海外投資関係に係るその他の特例分を含む  
(注8) 無担保・創業等関連及び本保証分の合計は8,000万円以下  
(注9) 経営安定、危機関連、災害（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る）及び東日本大震災復興緊急の合計は5億6,000万円（無担保1億6,000万円、普通4億円）組合等9億6,000万円（無担保1億6,000万円、普通8億円）以下  
(注10) 普通保険にかかる本特例は普通保険と同枠で2億円以下、無担保保険にかかる本特例は無担保保険と同枠で8,000万円以下

※他に、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）を中小企業者としてみなす特例

商店街整備等支援	2億8,000万円
伝統的工芸品支援	2億8,000万円
小規模事業者支援	2億8,000万円
中心市街地商業等活性化	2億8,000万円
中心市街地商業等活性化支援	5億6,000万円（注11）
農工商等連携支援	2億8,000万円
地域産業資源活用支援	2億8,000万円
商店街活性化支援	2億8,000万円
連携創業支援	2億8,000万円
情報提供支援	2億8,000万円
経営革新等支援	2億8,000万円
地域経済牽引支援	2億8,000万円（注12）
情報処理支援	2億8,000万円（注12）
技術等情報漏えい防止措置	2億8,000万円（注12）
農林水産物・食品輸出促進支援関連	2億8,000万円（注12）

(注11) ①特定会社は一般及び中心市街地商業等活性化との合計

②一般社団法人、一般財団法人は中心市街地商業等活性化との合計

(注12) 特定非営利活動法人は対象外

◎本店 〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号  
霞城セントラル内

12F 総務部 (総務統括課) TEL 023-647-2245  
(システム経理課) TEL 023-647-2246

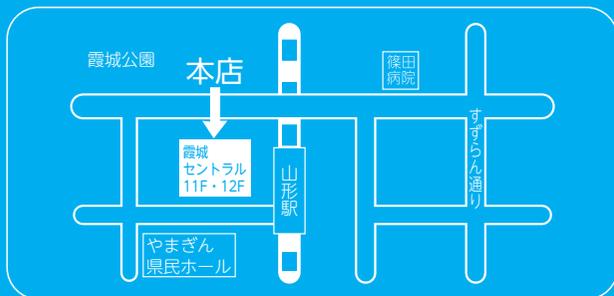
企業支援部

(企画・DX推進課、経営支援課、保証審査課) TEL 023-647-2247

11F 管理部 (代位弁済課) TEL 023-647-2248  
(管理回収課) TEL 023-647-2241

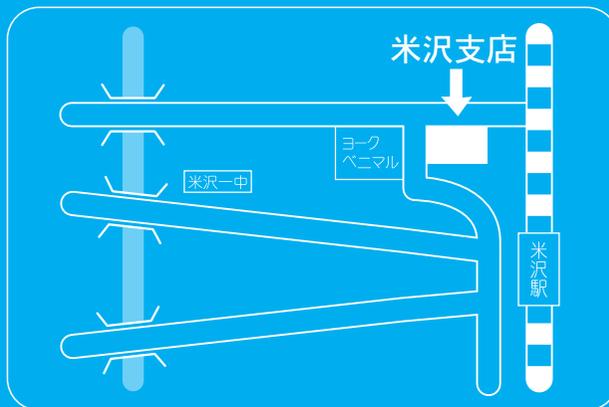
総務部・企業支援部・管理部 FAX 023-647-3201

11F 本店営業部(保証第一課、保証第二課) TEL 023-647-2240  
FAX 023-646-2883

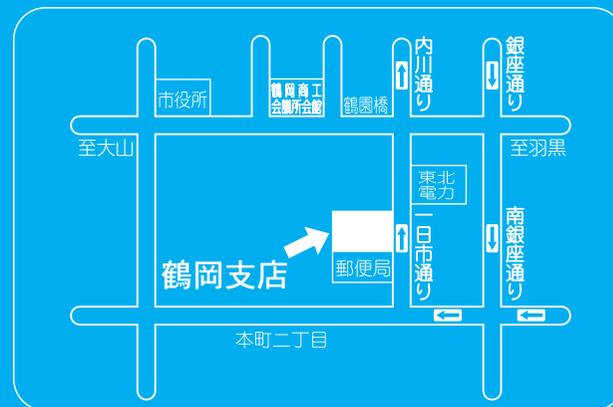


## あなたの街の保証協会

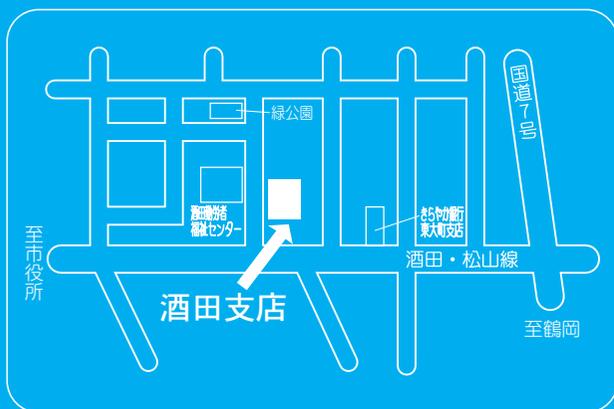
◎米沢支店 〒992-0027 米沢市駅前三丁目1番91号  
TEL 0238-23-7630  
FAX 0238-24-5647



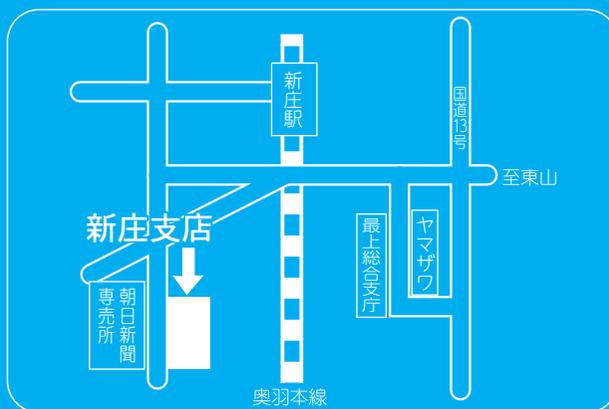
◎鶴岡支店 〒997-0034 鶴岡市本町二丁目7番5号  
TEL 0235-22-6122  
FAX 0235-24-6388



◎酒田支店 〒998-0858 酒田市緑町20番60号  
TEL 0234-22-7644  
FAX 0234-24-3315



◎新庄支店 〒996-0031 新庄市末広町8番21号  
TEL 0233-22-3171  
FAX 0233-22-7035



◎長井支店 〒993-0011 長井市館町北6番27号  
TEL 0238-84-1674  
FAX 0238-84-1012

